

計画相談支援・障害児相談支援

事務の手引き（指定申請）

令和2年 9月 1日

墨田区福祉保健部 障害者福祉課事業者係

保健衛生担当 保健予防課精神保健係

目次

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 1 指定要件・指定基準 | 頁 |
| 1 指定の要件..... | 1 |
| 2 相談支援専門員の資格要件..... | 3 |
| 3 その他..... | 5 |
| | |
| 2 指定申請 | |
| 1 指定の流れ（新規の場合） | 7 |
| 2 申請手続き..... | 7 |
| 3 申請に必要な書類..... | 8 |
| | |
| 3 指定申請その他の必要な手続き | 11 |
| | |
| 4 開始時に必要な手続き（指定申請以外） | |
| 1 事業開始届..... | 11 |
| 2 業務管理体制の届出..... | 12 |
| | |
| 5 業務開始後の変更等に関する手続き | |
| 1 指定申請関係..... | 14 |
| 2 事業開始届関係..... | 15 |
| 3 業務管理体制の届出関係..... | 15 |

《資料》

※本手引きの内容は、法改正等により予告なく変更を行う場合があります。

【 略称 】

- 障害者総合支援法.....障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律
- 障害福祉サービス等.....障害福祉サービス及び障害児通所支援
- 指定特定相談支援事業者等....指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所

1 指定要件・指定基準

1 指定の要件（障害者総合支援法 51 条の 20、児童福祉法第 24 条の 28）

次の 4 点を要件として、事業所ごとに行います。

- ・申請者が法人であること
- ・事業所の指定基準（人員基準）を満たすこと
- ・指定基準に従って、適正な事業の運営が見込めること
- ・申請者が欠格事項に該当しないこと

（1）法人格の有無

指定特定相談支援事業所等の指定申請を行う者は、法人^{*}に限られます。

また、実施する事業について、定款に記載されている必要があります。定款に記載がない場合は、定款変更と法人所管官庁の認可等が必要になりますので、指定申請時までにこれらの手続きを終了し、変更後の定款を提出するようお願いします。

（定款の表記例等は、以下の 3 （2）④参照）

※ 相談支援事業は第 2 種社会福祉事業のため、法人の種類に制限はありません。

（2）人員基準

ア 基準

| | | |
|-----|-------|---|
| 管理者 | 1 名 | <ul style="list-style-type: none">・相談支援専門員である必要はない・専従^{**}。ただし、事業の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる |
| 従業者 | 1 名以上 | <ul style="list-style-type: none">・常勤・非常勤は問わない・専従^{**}。ただし、事業に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます |

※ 専従とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいいます。

イ 兼務について

本基準において兼務可能であっても、兼務する他の職務の規定において兼務禁止とされる場合があるため、個別に確認する必要があります。

（3）設備基準

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとされています。

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

(H24. 3. 30 障発 0330 第 22 号) 概要

① 事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

なお、この場合に区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定計画相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されれば足りるものとする。

② 受付等のスペースの確保

事務室又は指定計画相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受け付け、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。

③ 設備及び備品等

指定計画相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定計画相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

※ 障害児相談支援についても同様の規定あり

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
(H24. 3. 30 障発 0330 第 23 号)」

(4) 運営基準(指定基準参照)

サービス提供にあたり事業所が行わなければならない事項及び留意すべき事項等、基準を満たした運営を行う必要があります。

(5) 欠格事項

他の障害福祉サービス事業所同様、以下の欠格事項があります。

障害者総合支援法第 51 条の 20 第 2 項において準用する第 36 条第 3 項各号（関係部分の概要）

- (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (5 の 2) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (6) 申請者が、指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員又は管理する者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)。
- (7) 申請者と密接な関係を有するとされる者(申請者の親会社、親会社の支配・影響下にある者又は申請者の支配・影響下にある者等のうち、申請者と密接な関係を有するとされる者)が、指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。

- (8) 申請者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの。
- (9) 申請者が、検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの。
- (11) 申請者が、指定の申請前5年以内に相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- (12) 法人の役員等のうちに上記(5)～(6)、(8)、(9)又は(11)のいずれかに該当する者。

※ 障害児相談支援についても同様の規定あり

「児童福祉法第24条の28第2項において準用する第21条の5の15第2項」

2 相談支援専門員の資格要件

研修の修了と実務経験が必要です。

(1) 相談支援従事者研修

ア 初心者研修（標準5日間。東京都は6日間）

全日程の受講が必要です。一部（講義部分等）のみの受講では、要件を満たしません。（例 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得のため、初任者研修の一部を受講した場合など）

イ 現任研修（標準3日間）

初任者研修受講の翌年度から5年間ごとに1回受講が必要です。期間内に受講しなかった場合、資格要件を満たさなくなるため、相談支援専門員の業務に従事できなくなります。この場合、初任者研修の再受講が必要です。

【参考】

現任研修受講時期の考え方

＜例＞

| 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 |
|-----------|---|------|------|------|------------------|------|------|------|-----------------|------|------|------|------|
| 初任者 修了 | この間に1回以上現任研修を受ける (どの年度の研修を修了しても、28年度からの5年間は相談支援専門員として従事ができる) | | | | この間に1回以上現任研修を受ける | | | | ～同様に5年度毎に1回以上受講 | | | | |

初任者
修了

この間に1回以上現任研修を受ける

この間に1回以上現任研修を受ける

初任者
修了

この間に1回以上現任研修を受ける

この間に1回以上現任研修を受ける

初任者研修修了年度を起点に、翌年度から5年の間に1回以上現任研修を受けることで、有効期限が更新されます。

例えば…

平成22年度に初任者研修を修了した方は、23～27年度の間に現任研修を受講・修了することで、32年度まで相談支援専門員として従事することができます。

（現任研修修了年度を起点には考えません。現任研修を23年度に修了しても27年度に修了しても、32年度まで有効となります。）

しかし、27年度までに現任研修を修了しないと、28年度以降相談支援専門員として従事できなくなります。再度相談支援専門員業務に就くには、初任者研修の受講・修了が必要です。

(2) 実務経験

「H24.3.30年告示第227号指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」の概要は、以下のとおりです。

次のいずれかに該当する者

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
- ② 第2・第3・第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
- ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
- ④ 第2～第6の期間が通算して3年以上、かつ第7の期間が通算して5年以上

| 内容 | 通算年数 |
|--|----------------|
| 第1 平成18年10月1日において現にイ又は口に掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間 | 通算 3年 以上 |
| イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 | |
| 口 精神障害者地域生活支援センターの従業者 | |
| 第2 イ～ニに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間 | |
| イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 | |
| 口 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者 | |
| ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業者その他これらに準ずる施設の従業者 | |
| ニ 保健医療機関の従業者（社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイ～ハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る） | 通算 5年 以上 |
| 第3 イ～ハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等※が、介護等の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務）に従事した期間 | |
| ※社会福祉主事任用資格者等 | |
| (1)社会福祉主事任用資格者 (2)訪問介護員2級以上相当の研修修了者 (3)保育士 (4)児童指導員任用資格者 (5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者 | |

| | |
|---|-----------------------------------|
| <p>イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p> | 通算 10 年以上 |
| <p>第4 第3のイ～ハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間</p> | |
| <p>第5 次に掲げる者が相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p style="text-align: center;">・障害者職業センター　・障害者雇用支援センター ・障害者就業・生活支援センター、 ・その他これらに準ずる施設の従業者</p> | 通算 5 年以上 |
| <p>第6 盲学校、聾学校及び特別支援学校その他これらに準ずる機関において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間</p> | |
| <p>第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p> | 通算 5 年以上 かつ (第2～6) 3 年以上 |

- ※ 1年の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が180日以上であること。

【例】

5年以上の実務経験とは、期間が5年以上、かつ、実際の業務に従事した日数が900日(180日×5年)以上であること
- ※ 参考
 - ・相談支援専門員の要件としての実務経験の取り扱いについて(H23.10.26 事務連絡)
 - ・相談支援専門員の実務経験に関するQ & A
- ※ 障害児相談支援についても同様の規定あり
 「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(H24.3.30 告示第225号)」

3 その他

(1) 主たる対象者の特定(指定特定相談支援事業所)

指定特定相談支援事業所は、障害の種類にかかわらず、利用者を受け入れることが基本とされています。ただし、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、対象とする障害の種類(主たる対象者)を特定して事業を実施することが可能です。

主たる対象者の範囲は、次の障害種別により特定します。

| | | | | |
|-------|-------|-----|-------|--------|
| 身体障害者 | 知的障害者 | 障害児 | 精神障害者 | 難病等対象者 |
|-------|-------|-----|-------|--------|

- ※ 主たる対象者からサービスの利用申し込みがあったときは、正当な理由がなければサービス提供を拒否できません。
- ※ 主たる対象者以外の者からサービス利用の申し込みがあった場合、事業者においてサービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときは、サービス提供を行って差し支えありません。

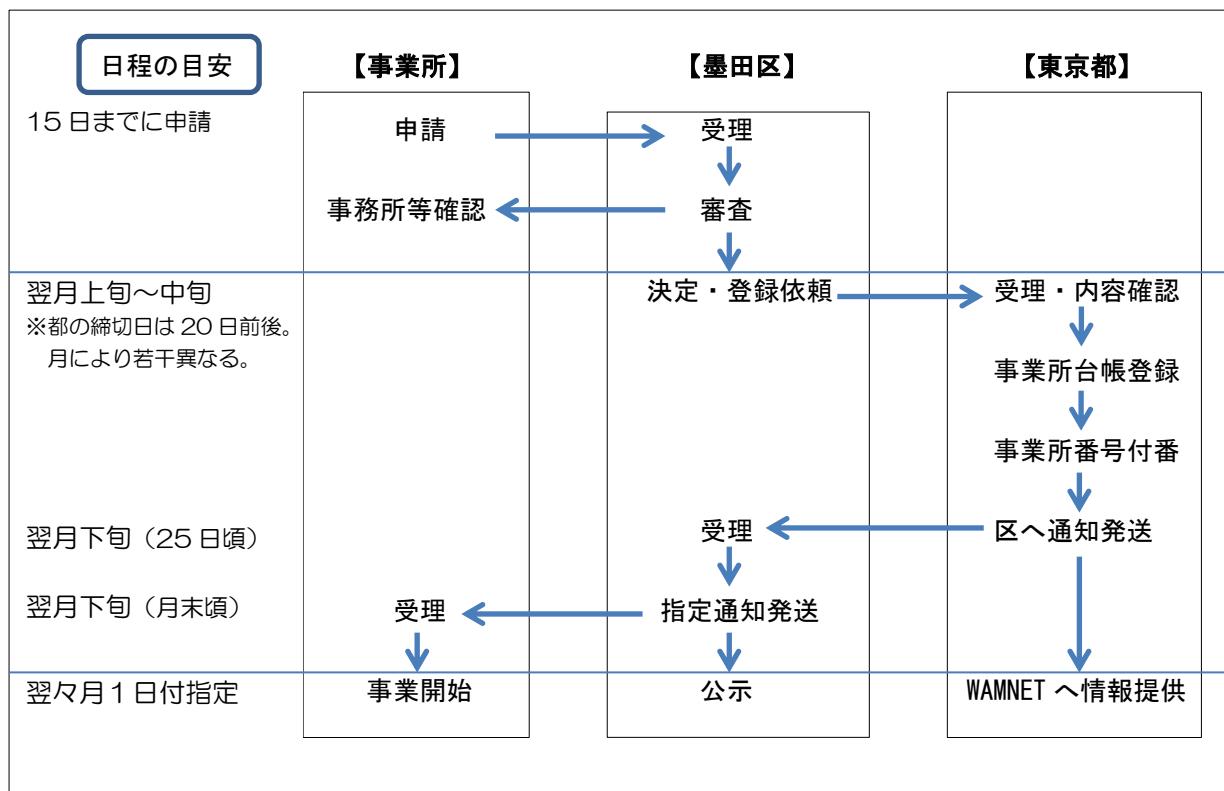
- (2) 指定障害児相談支援事業所の指定申請について（児童福祉法第 24 条の 28）
指定障害児相談支援事業所の指定を受けようとする事業者は、併せて指定特定相談支援事業所の指定申請も行う必要があります。
- (3) 指定の有効期間（障害者総合支援法第 51 条の 21、児童福祉法第 24 条の 29）
指定の日から 6 年間。

2 指定申請

1 指定の流れ（新規の場合）

申請から指定までの流れは以下のとおりです。

※ 日程については目安のため、審査の状況等により異なる場合があります。



2 申請手続き

(1) 申請

指定を受けたい月（指定は毎月1日付）の前々月15日までに、申請に必要な書類一式を下記窓口に提出してください。郵送による申請書の受け付けは行いません。

なお、申請に関する質問その他の事前相談は、日時の予約をお願いしています。

※ 内容により審査等に時間を要し、標準的な期間内に指定を受けられない場合があります。予定される事業開始日の延期が難しい場合は、時間に余裕をもって申請してください。

【窓口】

| 法 | 区分 | | 窓口 |
|----------|--------------|--------------------|---|
| 障害者総合支援法 | 指定特定相談支援事業所 | 主たる対象者が精神障害者・難病対象者 | 保健予防課精神保健係（庁舎3階） (TEL) 5608-6506（直通） |
| | | 身体障害者・知的障害者 | 障害者福祉課事業者係（庁舎3階） (TEL) 5608-6164（直通） |
| 児童福祉法 | 指定障害児相談支援事業所 | | |

(2) 受理・審査

受付時に提出された申請書類の記載事項等（形式的な事項）に不備がなければ、申請書類を受理します。ただし、不備があった場合は、再提出となります。
受理後、指定基準を満たしているか具体的な審査を行います。

3 申請に必要な書類

(1) 必要な書類一覧

※ 申請にあたっては、提出する書類一式すべてをコピーし、事業所用控として保管してください。

| 区分 | 申請書及び添付書類 | 様式 |
|------|---|-------------------------|
| 一覧表 | ① 指定特定相談支援・指定障害児相談支援の指定申請に係る書類一覧 | 書類一覧表 |
| 申請書 | ② (指定特定相談支援事業所) 指定(更新)申請書 (指定障害児相談支援事業所) | ・区規則等 ・第1号様式 ・別紙1 |
| | ③ 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定に係る記載事項 | ・付表 ・別紙2 |
| 添付書類 | ④ 申請者の定款、寄付行為、条例（公設の場合）等 | |
| | ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | |
| | ⑥ 事業所の平面図 ※事務室、相談室が確認できるもの | 参考様式1 |
| | ⑦ 事業所の管理者及び相談支援専門員の経歴書 | 参考様式2 |
| | ⑧ 実務経験（見込）証明書 | ・参考様式3 ・参考様式4 |
| | ⑨ 相談支援従事者研修修了証 ※相談支援従事者一日研修を受講された方は、併せて障害者ケアマネジメント研修の修了証も添付してください。 | |
| | ⑩ 従業者全員の資格証等（写） | |
| | ⑪ 運営規程 | |
| | ⑫ 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 | 参考様式5 |
| | ⑬ 主たる対象者を特定する理由書 ※主たる対象者を特定する場合に必要 | 参考様式6 |
| | ⑭ 当該申請に係る事業に係る従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 | 参考様式7 |
| | ⑮ 就業規則 ※作成していない場合は、参考例の項目を満たした規則を作成してください。 | 参考例 |
| | ⑯ 指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書 | 参考様式8 |
| | ⑰ 指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書 | 参考様式9 |
| | ⑲ 指定申請に添付する書類差替え確約書 ※添付書類の一部が準備中の場合に使用します。 | 参考様式10 |

(2) 各書類の作成上の注意

上記（1）表中の①から⑩までの各帳票について、様式備考にある注意書の外、以下の点に注意してください。

| 区分 | 申請書及び添付書類 | 注意点 | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------------------------|---|-------|----------|-----------|---------|----------------------|--------------------|--------|-------------|--------------|------|-------------------------------|-----------------------------|
| 申請書 | ② 指定(更新)申請書 ・第1号様式 ・別紙1 | <ul style="list-style-type: none"> 「指定特定相談支援事業所」のみ申請の場合は、当該表題を○で囲み、「指定障害児相談支援事業所」を二重線で消してください。 「申請者(設置者)」欄の記載は、省略しないで登記事項証明書の記載とおりに記入してください。 「申請者(設置者)」の印は、法人代表者の印を押してください。 「指定を受けようとする事業の種類」欄の名称、所在地は「付表」、「運営既定」と一致させてください。 | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 指定に係る記載事項 ・付表 ・別紙2 | <ul style="list-style-type: none"> 「管理者」欄の氏名、住所等は、「経歴書」と一致させてください。 「従業者の職種・員数」欄の記載は、勤務表と一致させてください。 「常勤換算後の人数」欄は、記入の必要はありません。 「事業の主たる対象者とする障害の種類の定めの有無」欄が「有」の場合は、「主たる対象としていない者への対応体制」に記載し、「主たる対象者を特定する理由等(参考様式6)」を作成してください。 「主な掲示事項」の「営業日」等の各欄は、運営規程と一致させてください。 | | | | | | | | | | | | |
| 添付書類 | ④ 定款、寄付行為、条例(公設の場合)等 | <ul style="list-style-type: none"> 定款、寄付行為等に規定する事業の表記は、以下を参考にしてください。 詳細については、東京都「障害福祉サービス等の定款表記について」(下記URL)を確認するか、又は法人の所轄庁にご確認ください。 <p>【表記例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>特定相談支援事業</th> <th>障害児相談支援事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の法人</td> <td>障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業</td> <td>児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>特定相談支援事業の経営</td> <td>障害児相談支援事業の経営</td> </tr> <tr> <td>医療法人</td> <td>障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業(事業所名・住所)</td> <td>児童福祉法に基づく障害児相談支援事業(事業所名・住所)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 申請時点で定款等への記載が間に合わないと想定される場合は、事前にご相談ください。 <p>【東京都障害者サービス情報 URL】 http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/Download.php?sqi_d=149</p> <p>「A 【全サービス共通】指定申請等について」—「1申請のご案内(申請の手続き、定款の表記等について)」—「定款の表記について」</p> | 法人の区分 | 特定相談支援事業 | 障害児相談支援事業 | 下記以外の法人 | 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業 | 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 | 社会福祉法人 | 特定相談支援事業の経営 | 障害児相談支援事業の経営 | 医療法人 | 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業(事業所名・住所) | 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業(事業所名・住所) |
| 法人の区分 | 特定相談支援事業 | 障害児相談支援事業 | | | | | | | | | | | | |
| 下記以外の法人 | 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業 | 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 | | | | | | | | | | | | |
| 社会福祉法人 | 特定相談支援事業の経営 | 障害児相談支援事業の経営 | | | | | | | | | | | | |
| 医療法人 | 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業(事業所名・住所) | 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業(事業所名・住所) | | | | | | | | | | | | |
| | ⑤ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) | <ul style="list-style-type: none"> 概ね3か月以内に発行された「履歴事項全部証明書」を提出してください。 申請時点で登記事項証明書への記載が間に合わないと想定される場合は、事前にご相談ください。 | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|-------------------------------------|--|
| ⑥ | 事業所の平面図 ・参考様式 1 | ・プライバシーが保護される相談スペースを確保してください。 |
| ⑦ | 経歴書 ・参考様式 2 | ・管理者と相談支援専門員を兼務する場合は、1枚のみ作成でも可。 |
| ⑧ | 実務経験（見込）証明書 ・参考様式 3 ・参考様式 4 | ・相談支援専門員について、作成添付してください。 |
| ⑨ | 相談支援従事者研修修了証 | ・相談支援従事者初任者研修の修了の翌年度から5年を経過している場合は、現任研修の修了証が必要です。 |
| ⑩ | 従業者全員の資格証等(写) | ・相談支援専門員は、実務経験の算定等に関係する資格について、資格証を添付してください。 |
| ⑪ | 運営規程 | ・指定基準等に規定する項目がもれなく記載されていることを確認してください。 |
| ⑫ | 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 ・参考様式 5 | ・苦情の受付窓口及び苦情解決のための具体的方法を記入してください。 |
| ⑬ | 主たる対象者を特定する理由書 ・参考様式 6 | ・主たる対象者を特定する場合に作成してください。 |
| ⑭ | 従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・参考様式 7 | ・組織体制図を添付してください。 ・「4週の合計」「週平均の勤務時間」の合計に、管理者は含めないでください。 ・「兼務先及び兼務する職務の内容」は、別紙2「他の事業所又は施設の従事者と兼務する相談支援専門員について」を基に記載してください。欄が小さいため、略称等を用いてけっこうです。 ・「1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数」は、就業規則に定めてある時間数と一致させてください。 |
| ⑮ | 就業規則 | ・従業員10人未満の事業所等ため、就業規則を作成していない場合は、「参考例（就業規則）」の項目を満たした規則を作成してください。 |
| ⑯ | 指定申請に添付する書類差替え確約書 ・参考様式 10 | ・添付書類の一部が準備中のため、当面代替の書類を提出する場合等で、後日、間違いなく正規の書類と差替える旨の確約書です。 |

3 指定申請その他の必要な手続き

指定申請に関する手続き以外にも、下記一覧のとおり必要な手続きがあります。詳細は、**4 開始時に必要な手続き**、**5 業務開始後の変更等に関する手続き**を参照してください。

必要手続一覧

| | 指定申請 | 事業開始届 | 業務管理体制の届出 | 備考 |
|-----------------|------------------|--------------|------------------|---------------------------------------|
| 提出先 | 特定相談-区 一般相談-都 | 都 | 区分による (国・都・区) | |
| 開始時手続 | ○ | ○ | ○ | ・都が事業所指定するサービスは、 指定申請時に事業開始届も併せて提出 |
| 変更届 (提出期限) | ○ (10日以内) | ○ (1ヶ月以内) | ○ (遅滞なく) | ・届出の対象となる事項が各々異なるため、要確認 |
| 休・廃止届 (提出期限) | ○ (1ヶ月前) | ○ (事前提出) | 無 | ・利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務 |

4 開始時に必要な手続き（指定申請以外）

1 事業開始届（障害者総合支援法第79条、児童福祉法第34条の3）

相談支援事業の開始に際しては、事業者から都道府県へ事業開始の届出が義務付けられています。必ず東京都へ事業開始届を提出してください。

（1）必要書類

| 開始届及び添付書類 | |
|-----------|---------------------------|
| 開始届 | 事業開始届 |
| | 事業計画書 |
| | 収支予算書 |
| 添付書類 | 申請者の定款、寄付行為、条例（公設の場合）等（写） |
| | 登記事項証明書（写） |
| | 事業所の管理者の経歴書 |

（2）届出の内容

| 届出事項 | |
|------|--|
| 1 | 事業の種類（障害福祉サービス事業を行おうとする者にあっては、障害福祉サービスの種類を含む。）及び内容 |
| 2 | 経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) |
| 3 | 条例、定款その他の基本約款 |

| | |
|---|---|
| 4 | 職員の定数及び職務の内容 |
| 5 | 主な職員の氏名及び経歴 |
| 6 | 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。) |
| 7 | 障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。)、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)、地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームを経営する事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所を行おうとする場合に限る。)、所在地及び利用定員 |
| 8 | 事業開始の予定年月日 |

(3) 提出方法・書式

以下の「東京都障害者サービス情報」ホームページをご覧ください。

<http://www.shougai.fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=050>

(4) 提出先

| 区分 | 届出の提出先(東京都) |
|----------------------|--|
| 特定相談支援 (障害者総合支援法) | 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当 (TEL) 03-5320-4325 |
| 障害児相談支援 (児童福祉法) | 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 児童福祉施設担当 (TEL) 03-5320-4374 |

2 業務管理体制の届出(障害者総合支援法第51条の31、児童福祉法第24条の38)

平成24年4月1日から、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。これに伴い、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の提出が必要となります。

この届出は、事業者ごと、また、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

したがって、障害福祉サービス等に関し既に届出済みであっても、相談支援事業者としての届出を改めて提出してください。

(参考) 業務管理体制届出の根拠条文

| 根拠法 | 根拠条文 | 対象指定事業者 | サービス名称 |
|----------|--------------|---------------------|---|
| 障害者総合支援法 | 51条の2 | 障害福祉サービス 障害者支援施設 | 居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、療養介護、生活介護、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A·B)等 施設入所支援 |
| | 51条の31 | 一般相談支援 特定相談支援 | 地域移行支援、地域定着支援 計画相談支援 |
| 児童福祉法 | 21条の5 の25 | 障害児通所支援 | (医療型)児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援 |
| | 24条の38 | 障害児相談支援 | 障害児相談支援 |

(1) 事業者が整備する業務管理体制の内容

指定を受けている事業所又は施設の数に応じて定められています。

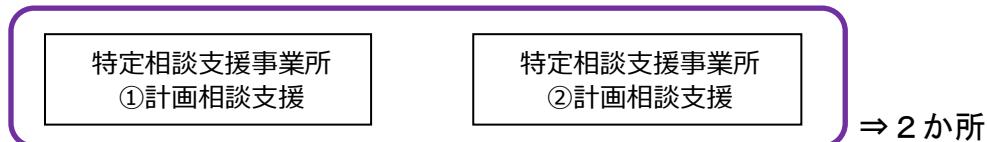
| 業務管理体制の内容 | 事業所等の数 | | |
|--|--------|---------------|-------|
| | 20未満 | 20以上 100未満 | 100以上 |
| 「法令遵守責任者」※の選任 ※法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者 | ○ | ○ | ○ |
| 「法令遵守規程」※の整備 ※業務が法令に適合することを確保するための規程 | | ○ | ○ |
| 業務執行の状況の監査を定期的に実施 | | | ○ |

(2) 事業所の数の考え方

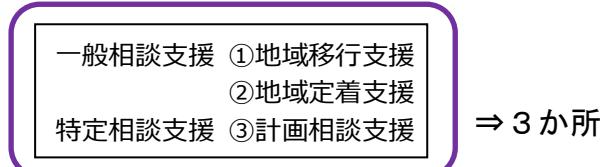
事業所の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と數えます。したがって、事業者番号が同一でも、サービス種別が異なる場合は、異なる事業所として数えます。

【例】

- ・2か所の特定相談支事業所を運営



- ・同一番号の事業所で、相談支援につき3種のサービス指定を受けている



(3) 届出の内容

| 対象となる事業所等 | 届出事項 |
|-------------|--|
| すべての事業所等 | 事業者等の ・名称又は氏名 ・主たる事業所の所在地 ・代表者の氏名・生年月日・住所・職名 「法令遵守責任者」の氏名・生年月日 |
| 事業所の数が 20以上 | 上記に加え「法令遵守規程」の概要 |
| 事業所の数が100以上 | 上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要 |

(4) 提出方法・書式

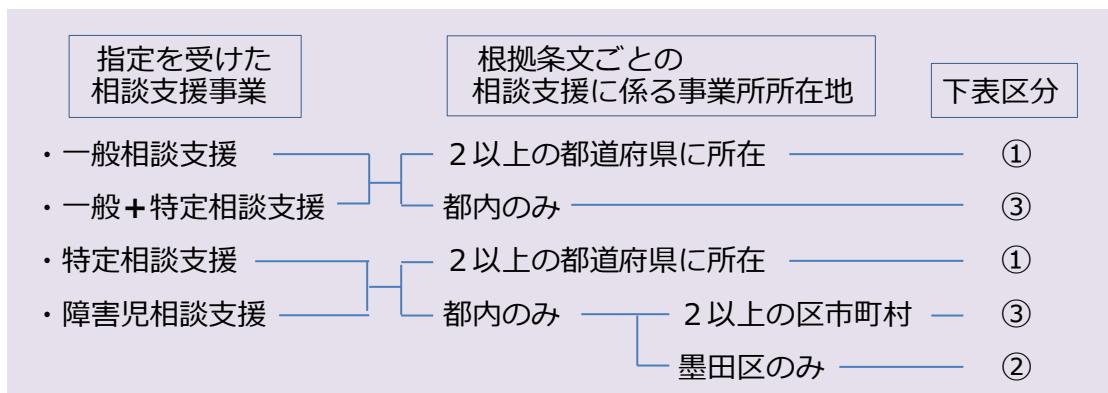
下記(5)提出先の区分により、墨田区ホームページ又は以下の「東京都障害者サービス情報」ホームページをご覧ください。

(東京都障害者サービス情報)

<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=057>

(5) 提出先

指定を受けた相談支援に係る内容と事業所の所在地により、以下のとおり提出先が異なります。



【提出先】

| 区分 | 届出の提出先 | | | | |
|--|--------|------------------------------------|---|--|--|
| ① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者 | 国 | 厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室) | | | |
| ② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一区市町村内に所在する事業者 | 墨田区 | 特定相談支援 | 主たる対象者が ・精神障害者 ・難病対象者 | 保健予防課精神保健係（庁舎3階） (TEL) 5608-6506（直通） | |
| | | 障害児相談支援 | 主たる対象者が ・身体障害者 ・知的障害者 | 障害者福祉課 事業者係（庁舎3階） (TEL) 5608-6164（直通） | |
| ③ ①及び②以外の事業者 | 東京都 | 特定相談支援 又は一般相談支援 | 福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当 (TEL) 03-5320-4325 | | |
| | | 障害児相談支援 | 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 児童福祉施設担当 (TEL) 03-5320-4374 | | |

5 業務開始後の変更等に関する手続き

1 指定申請関係

指定申請の内容に変更等があった場合等は、以下のとおり手続きが必要です。

(1) 変更届

次の事項に変更があった場合は、10日以内に変更届を提出してください。

| |
|--------------------|
| 事業所（施設）の名称 |
| 事業所（施設）の所在地（設置の場所） |

| |
|---|
| 申請者（設置者）の名称 |
| 主たる事務所の所在地 |
| 代表者の氏名及び住所 |
| 定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る） |
| 事業所の平面図及び設備の概要 |
| 事業所の管理者の氏名及び住所 |
| 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に当たる者の氏名及び住所 |
| 主たる対象者 |
| 運営規程 |

（2）休止届

事業所の運営を休止するが、将来的に事業継続する予定がある場合は、休止日の1か月前までに、休止届を提出します。

（3）廃止届

事業所を廃止する場合は、廃止日の1か月前までに廃止届を提出します。

（4）再開届

休止していた事業所が再開する場合は、再開後10日以内に再開届を提出します。

なお、再開にあたり上記（1）変更届に掲げられた事項に変更が生じている場合は、変更届の提出も必要になります。

2 事業開始届関係（障害者総合支援法第79条、児童福祉法第34条の3）

（1）変更届

事業開始届の内容に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。

（2）休止・廃止届

事業の休止・廃止に当たっては、事前の届出が必要です。

3 業務管理体制の届出関係

既に届け出た下記事項に変更があった場合は、変更届を提出してください。

変更届の提出が必要な事項

| |
|--|
| 1、法人の種別、名称（フリガナ） |
| 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日 |
| 4、代表者の住所、職名 |
| 5、事業所名称等及び所在地 ※事業所等の指定・廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ |
| 6、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 |

7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

8、業務執行の状況の監査の方法の概要

※ 事業所所在地の区分（提出先の区分に変更があった場合）

《資料》

- 相談支援専門員の要件としての実務経験の取り扱いについて（H23.10.26 事務連絡）
- 相談支援専門員の実務経験に関するQ & A

- 相談支援専門員の要件としての実務経験の取り扱いについて（H23. 10. 26 事務連絡）

事務連絡
平成23年10月26日

各都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

相談支援専門員の要件としての実務経験の取り扱いについて

平素から障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、平成22年12月に成立した障害者自立支援法等の一部改正により、相談支援体制の強化を図ることとされたことを踏まえ、相談支援の提供体制の整備を図るため、相談支援専門員の要件のうちの実務経験について、下記の取り扱いとすることとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等にその周知徹底を図るとともに、その運用について遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

また、別途、相談支援の質の確保を図るため、指定相談支援事業者の事業の実施状況等の公表や相談支援従事者研修の充実等について、検討中であることを申し添えます。

記

公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従事者について、次の要件をいずれも満たす場合に、「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第549号）」の一のイ（2）（一）に規定する「その他これらに準ずる事業の従事者」として相談支援専門員の要件としての実務経験を満たすこととする。

- 当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
- 当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。

※ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書等により客観的に相談支援業務に従事していることが分かる場合も可とする。

【参考】

指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第549号）一部抜粋

一 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十三号)第三条の規定に基づき、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、イ及びロに掲げる要件を満たす者とする。

イ (1)の期間が通算して三年以上である者、(2)、(3)、(5)及び(6)の期間が通算して五年以上である者、(4)の期間が通算して十年以上である者又は(2)から(6)までの期間が通算して三年以上かつ(7)の期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれかに該当するものであること。

(2) (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

○ 相談支援専門員の実務経験に関するQ & A

平成 18 年 11 月 2 日

相談支援事業 Q & A ~資格・実務経験に関する部分抜粋~

| 分類 | 質問の内容 | 回答 |
|---------|--|---|
| 相談支援専門員 | 相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はないということですか。 | お見込のとおり |
| | 相談支援専門員の要件となる実務経験に関して、社会福祉主任用資格者等の場合、社会福祉主任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年の実務経験があればよいのか。 | お見込のとおり。社会福祉主任用資格等の資格を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。 |
| | 相談支援専門員の要件となる実務経験に関して、児童指導主任用資格者が社会福祉主任用資格者等とされているが、精神障害者社会復帰指導主任用資格者は含まれないのか。 | 精神障害者社会復帰指導主任用資格者についても、「社会福祉主任用資格者等」に含まれることとする。 |
| 相談支援専門員 | いわゆる小規模作業所の職員は、相談支援専門員及びサービス管理責任者の実務経験に含まれるか。 | 公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものと考える。 |
| | 実務経験に関して、児童相談所以外の障害児関連施設における経験が実務経験として挙げられていないが、これら以外の施設による経験も実務経験と解してよいのか。 | 実務経験となる障害児関連施設としては、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれるものと解する。 |